

日本弁護士連合会臨時総会報告

2008年12月5日(金) 於・弁護士会館2階講堂「クレオ」

日本弁護士連合会臨時総会は、2008年12月5日(金)午後0時30分から、弁護士会館2階講堂「クレオ」において開催された。

出席者は、午後1時の時点で、本人出席422名、代理出席7,281名、会出席51名の合計7,754名であり、外国特別会員の出席は、本人出席1名、代理出席11名の合計12名であった。

本総会は丸島俊介事務総長の司会で午後0時30分から始められ、まず、宮崎誠会長から、議事規程第2条に基づき開会宣言と挨拶が述べられた。

続いて、正副議長の選任手続がなされた。

宮崎会長が議長及び副議長の選任方法について議場に諮ったところ、小澤正史会員(第二東京)から、選挙によらず、会長が指名する方法で、議長及び副議長2名を選出されたいとの動議が提出され、宮崎会長が動議を議場に諮ったところ、賛成多数で可決された。

動議可決を受けて、宮崎会長は、議長に東谷隆夫会員(第一東京)、副議長に木村清志会員(徳島)及び淵上玲子会員(東京)をそれぞれ指名し、正副議長の挨拶がなされた。

その後、議事規程第5条に基づき、宮崎会長から議案が提出された。

議長から議事録署名者として、金子正志会員(東京)、篠崎正巳会員(第一東京)及び水口洋介会員(第二東京)の3名が指名された。

議事に入る前に、副議長は、発言や採決に際していくつかの注意事項などを述べた。

議長が、議事に入る前に、審議方法について執行部に尋ねたところ、宮崎会長から、第1号議案から第3号議案まで、第4号議案と第5号議案、第6号議案から第9号議案まで、第10号議案から第13号議案まで、第14号議案から第19号議案までは、互に関連する議案であるから、5つのグループにまとめて一括上程し、審議してほしい旨の回答があった。

議長は、宮崎会長からの要請を受け、議案を5つのグループに分け、質疑、討論などの審議は一括して行うが、採決は議案ごとに個別に行うこととする旨宣した。

(第1号議案)少年・刑事財政基金のための特別会費徴収の件

(第2号議案)少年・刑事財政基金に関する規程制定の件

(第3号議案)会館特別会計規程(会規第33号)中一部改正の件

議長は、議事に入る旨を宣し、第1号議案「少年・刑事財政基金のための特別会費徴収の件」、第2号議案「少年・刑事財政基金に関する規程制定の件」、第3号議案「会館特別会計規程(会規第33号)中一部改正の件」を一括して議題に供した。

議長から、議題の朗読は時間の関係から省略したい旨説明があり、異議はなかった。

福島康夫副会長から、次のとおり議案の説明がなされた。

2009年5月21日から被疑者国選弁護制度が、これまでの短期1年以上の法定合議事件から、長期3年以上の必要的弁護事件に拡大される。日弁連は、1995年の定期総会において当番弁護士等緊急財政基金を設置したが、この基金は来年5月に徴収期限が満了する。新しい段階に対処するため少年・刑事財政基金の設置を議題とする。

特別会費の金額は、月額3,100円、徴収期限は2009年6月から2012年5月までの3年間である。

基金の支出対象は、当番弁護士制度は、従来どおり日弁連から単位会に1件5,000円の補助をすること、少年保護事件付添援助制度については、これまでの1件8万円から10万円に、刑事被疑者弁護援助制度については、1件6万円から7万円に増額し、通訳費用については、これまで1件5,000円から上限10万円に増額するという制度になっている。

今般の少年・刑事財政基金を提案するにあたり、本年5月に全国の単位会に単位会照会を行ったところ、全国52の単位会のうち51単位会から回答があった。照会の結果、当番弁護士制度は、48単位会が逮捕段階でのすべての事件について継続を希望し、日弁連に対しての補助を求めるといった回答であった。

また、刑事被疑者弁護援助制度については、51単位会中49単位会が国選対象外の刑事被疑者弁護援助制度の継続を求めるといったものであり、少年保護事件付添援助制度については、51単位会中50単位会がその制度の継続を求めるといった回答であった。

補助金の額についても、刑事被疑者弁護援助制度については30単位会が現在よりも1万円以上の増額を求めるといった回答であった。少年保護事件付添援助制度については、32単位会が現在よりも2万円以上の増額を求めるといった回答であった。

そこで、これらの単位会照会の回答結果を参考にして、新たに少年・刑事財政基金を提案するというものである。

続いて、角山正副会長から、特別会費の徴収金額が3,100円という結論に至ったプロセスについて、次のとおり説明がなされた。

議案書23頁の図は、シミュレーションをわかりやすく図にしたものである。

従来、当番・刑事の関係では9億2,000万円という支出をしていたが、被疑者国選の対象拡大の実現によって、約5億7,000万円の支出を減らすことができる。

しかし、未成年被疑者に関する家裁送致後の部分について、少年付添援助を増やして対応しなければならないため、少年付添援助の支出は逆に約2億2,000万円増えるのではないかと見ている。トータルすると、図で示しているように、月2,500円程度のご負担をお願いしなければならない。

しかし、単位会照会の結果として、現行の援助をもっと増やしてほしいという強い要望があったので、刑事被疑者弁護援助については7万円とし、少年付添援助については10万円、通訳費の上限は10万円に上げるとしてシミュレーションをし直したものがその図の下図になるが、当番・刑事援助の支出額としてはその給付増額を行った結果として4,000万円が増え

る。少年付添援助については援助額を増やしたということで、さらに1億6,000万円の支出が増える。そのことを勘案すると、月額3,100円のご負担をお願いしたいという結論に至った。

議案書の19ページ以下で2種類の収支シミュレーションを示している。シミュレーションのAは現行で考えたもの、シミュレーションBは、新たに援助を増額したということで作っている。

まず、収入予測はAもBも同じだが、基本的には会員数をどう予測するかということだ。平成22年、23年の会員数ということについていえば、これは来年の司法試験合格者、再来年の司法試験の合格者ということに依存することが極めて大きい数字で、ペースダウンを提言しているため、非常に保守的な堅めの予測をしている。

事件数の予測は平成18年の実績に基づいているが、非常に変動する。

このようなシミュレーションを重ねて、この3,100円という額を算定した。単位会照会の結果をも踏まえ、これから、国選付添人の対象拡大ということに向けて、力強い運動を起こすためには援助額の増額ということは不可欠ではないかということで、3,100円というご提案を申し上げた。

議長は質疑に移る旨を宣した。

小川修会員(埼玉)「自主事業を法テラスに丸投げした結果、被疑者弁護援助及び少年付添援助に従事するためには、法テラスと契約しなければならなくなった。この議案は、法テラスと契約した弁護士のみを援助するものになる。法テラスと契約しないものの、被疑者や被告人のために働きたいと言っている会員について、要望がかなうような施策を作っていく気があるのか。」

福島副会長「2006年に法テラスに委託した自主事業は順調に育っている。当初、弁護の独立が害されるのではないかと危惧感があったが、弁護の独立が害されるという事態もなく、順調に進んでいる。日弁連の自主事業を本来事業にする、国選化するという運動を進めている。契約をお願いしたい。」

小川会員(埼玉)「司法審及び政府は、司法改革の重要な施策として全国の隅々まで法の支配を、と掲げていた。過疎地に裁判所と弁護士を配置することは国の責務だが、国は、予算を大中都市にセンターを設置することに投入した。法的サービスについては、過疎地への手当をしておらず、医療と比較して不公平である。日弁連は、無批判に国の政策を肩代わりするのではなく、改めさせるために、有効な働きかけを行うべきである。日弁連は、国にどのような働きかけをしているのか。」

福島副会長「司法制度改革審議会で見解書が出されてから、過疎地対策、偏在対策として、ひまわり、昨年の経済的支援策などをやってきた。裁判所、検察庁などは、過疎地のすみずみまで行っていない。日弁連のゼロワン地域のゼロはなくなったが、裁判所、検察庁などはなくなってない。国に対して意見を出すことを頑張っている。」

小川会員（埼玉）「どういふことをやっているのか具体的に聞きたい。」

加藤啓二副会長「過疎偏在対策が全て国の責任かという、法律事務を独占している弁護士の責務でもあらうとも思う。国が全力で司法予算を拡大すると言っているが、現実にはなっておらず、裁判官や検察官も15から20%までしか増えていない。具体的に行っていることは、裁判所、検察庁に対する予算要求。弁政連などを通して政治家に働きかけている他、各地域で弁連や単位会を通して働きかけを行っている。」

川村百合会員（東京）「付添援助制度の中身について、謄写費用は援助対象に入っていない。付添人は、概ね3週間という短期間で活動しなければならないが、記録が大量であることから、謄写費用も検討してほしいという意見書を提出した。また東弁でも意見書を提出している。今後はどのようにお考えか。」

角山副会長「必要性についてはおっしゃるとおりである。今回は、3,100円の中には織り込むことができなかった。会費収入予測などを堅くみたことから織り込むことができなかったが、今後の収入などを見ながら今度とも検討しなければならないと考えている。」

吉峯康博会員（東京）「8頁の付添人制度の拡大と少年保護事件付添援助事業継続の必要性について、の4行目。子どもの権利条約第37条、というだけでは何を指しているのか分からない。第37条のC項は問題がある。日本は留保している。この留保をやめさせるべきであるから運動をしているが、その点を何も書いていないのはどうしてか。子どもたちが身柄をとられているのは第37条のD項に違反している。趣旨という書き方ではわからないのではないか。」

角山副会長「本件提案は特別会費徴収という説明の限りで書いているため、子どもの権利条約がどのような課題を残しているかまで、触れられていないところをご了解頂きたい。」

議長は、討論に入る旨宣した。

山崎健一会員（横浜）「横浜弁護士会では、家庭裁判所に送致され観護措置決定を受けたすべての少年に対して、その希望により1回は無料で当番弁護士を派遣している。また、裁判所が調査の過程で弁護士付添人を必要と認めた事案では、少年保護事件付添援助制度を利用して付添人を付する制度も実施している。これらは、いずれも従来の当番弁護士等緊急財政基金を財政的な裏付けとして実施されてきた制度で、身体拘束を受けた少年たちの権利保障に大きな役割を果たしてきた。少年の付添人となった当会会員も、大変熱心に取り組んでいる。少年たちが、更生するための環境を調整する必要は大人以上に大きく、全面的な国選付添人制度が保障されるべき必要性がある。このようなことから、全国でも多くの弁護士会が当番付添人制度を導入し、各地の会員が付添人活動に熱心に取り組んできた。全面的な国選付添人制度が実現するまでの間、すでに全国で広がっているこの取り組みを決して弱めることなく、さらに発展強化をさせていく必要があり、そのためにも財政的裏付けとなる少年・刑事財政基金の創設が不

可欠である。以上の理由から、第1号議案から第3号議案に賛成する。」

内山新吾会員(山口県)「当会は、およそ100名の会員で年間約900件の当番弁護士を出動させている。累計では約1万件の当番弁護士を出動させているが、これができたのは、日弁連による財政的保障があったからだ。来年5月から被疑者国選の対象事件が拡大されるが、新しい制度の下でも当番弁護士の出番はある。被疑者援助の必要性は残っており、それを可能にする財政的な手当の必要性も実感している。付添人援助の充実が求められており、そうである以上当会のような財政難の会への援助が必要である。これまで日弁連の基金に頼っていただけではなく、自前で付添人援助の日当の上乗せ、被疑者援助、付添人援助の交通費の支出、困難な少年事件へは鑑定費用も含めて特別の支出など、当会独自の対応もしてきた。しかし、かなり無理をしていることは確かである。やはり全国の皆さんの支えが必要である。本議案に賛成する。」

遠藤憲一会員(東京)「第一に、弁護士が自腹を切るといふ根本的姿勢に反対。アメリカの金融危機により日本でも明日への不安が募っている。このことと弁護士は無縁なのか。会費を払うどころか弁護士登録すらできない状況が会員の中に生まれてきている。二点目、司法支援センターに委託される事業であって、法務省監督下の弁護活動になる。それがいやな弁護士は、金だけ取られる結果になる。三点目、独立性が虚構であることが岡山での接見費用の過大請求事件で明らかになった。そのうち接見を可視化しろといわれるのではないか。弁護権確保が重要なら、弁護人推薦権を司法支援センターから剥奪して、裁判員制度をつぶし、公判前整理手続を廃絶しようではないか。」

鈴木達夫会員(第二東京)「大義名分の下に、司法支援センターに1億円近く丸投げすることに問題がある。法務省が人事権にまで決定的な影響力を持ち、民事から刑事まで監督権を持つという体制が強化されるという点で反対。岡山の過大請求事件は、それを口実にして、徹底的に国選弁護の内容まで介入しようとするのが問題。戦前の指定弁護人制度が司法支援センターという傘の下で復活している。」

吉峯会員(東京)「子どもの権利条約第37条D項は、自由を奪われた全ての子どもが弁護人に速やかにアクセスする権利を持っていることを謳っている。日本はこの条約を批准したので、全ての日本人はこの条約を守る義務がある。この趣旨に合致した議案が提案されている。」

議長は、他に討論を希望する会員の有無を確認したところ、希望する会員はいなかったため、討論を終局し、採決に入る旨を宣した。

続いて第1号議案の採決に入った。

第1号議案についての採決の結果は、以下のとおりである。

出席会員総数(代理出席・会出席含む) 7,871名
議案に賛成 7,608名

議案に反対 256名

棄権 7名

以上の結果、第1号議案は可決された。

議長は、第2号議案の採決を行う旨を宣し、挙手による採決に入ったところ、第2号議案は賛成多数により可決された。

議長は、第3号議案の採決を行う旨を宣し、採決に入ったところ、第3号議案は賛成多数により可決された。

〔第4号議案〕小規模弁護士会助成に関する規程（会規第40号）中一部改正（第3条及び第5条・小規模弁護士会助成金）の件

〔第5号議案〕小規模弁護士会助成に関する規程（会規第40号）中一部改正（第5条・少年・刑事財政基金）の件

議長は、第4号議案「小規模弁護士会助成に関する規程（会規第40号）中一部改正（第3条及び第5条・小規模弁護士会助成金）の件」、第5号議案「小規模弁護士会助成に関する規程（会規第40号）中一部改正（第5条・少年・刑事財政基金）の件」を一括して議題に供し、質疑・討論などの審議は一括して行うが、採決については議案ごとに行う旨を述べた。

加藤副会長から、次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

小規模弁護士会助成に関する規程は、平成9年5月23日の定期総会において設けられ、その後平成14年、17年及び昨年に改正された。昨年12月の理事会において、新たに小規模弁護士会協議会設置要綱が承認され、小規模弁護士会の定義が、「毎年1月1日の時点において、所属弁護士の会員数が本会に所属する弁護士総数の0.5%以下である弁護士会」とされた。

今回の提案は、会員数70名以下の会に500万円、70名を超え80名以下の会に400万円、80名を超え90名以下である会に対して300万円、90名を超え100名以下の会に対して200万円を支給する、という内容である。現在までのところ、対象となる会は17会で助成金総額は7,700万円となる。

この10年間、現在助成を受けている弁護士会も会員数は増えているが、絶対数が不足している。この間、小規模弁護士会は、財務環境をよくするために奮闘しているが、会費の負担、委員会活動、プロボノ業務等の要請も増えている。さらに次年度予定されている裁判員裁判、被疑者弁護の拡大等が小規模会に重い負担となっている。52単位会が足並みをそろえて国民の立場に立った義務を遂行していくことが弁護士及び弁護士会の信頼を獲得していくことにつながることを考えれば、小規模弁護士会のかかえる重い負担をみんなで分かち合う必要がある。

議長は、質疑に移る旨を宣したが、質疑を行う会員がなかったため、討論に移る旨を宣した。

齋藤道俊会員（釧路）「小規模弁護士会協議会（小単協）の議長として29会の会長を代表して賛成する。小単協29会の合計弁護士数は、日弁連全体の9.2%に過ぎない。会運営の特

徴の一つは、会員一人あたりの会務の多さである。一人ひとりが会務に割いている時間の平均が大きな会の会員の平均を大きく上回っているだろう。もう一つは、会費の高さである。全国の会員の平均額は約2万5,000円。東京3会及び大阪の平均は2万2,000円である。一方、小単協の平均額は、約4万1,200円である。会費の高さは弁護士の地方への登録にあたって障壁となるもので、放置することは偏在解消実現のためにも憂慮すべきことである。現在の助成制度は、対象範囲及び金額において不十分であるといわざるを得ない。小単協では、助成制度の改善に向けて議論を続けてきた。小単協の案では、弁護士数比率0.25%から0.5%までを0.05%刻みで6段階に区分し、最高額を500万円、最低額を100万円とした。予算規模は総額9,300万円であったが、執行部の採用するところとならず、今回の提案となった。今回の提案では、小単協29会のうち支給を受けられるのは17会にとどまる。支部問題をかかえる単位会にも支援が必要である。制度拡大に感謝し、さらなる制度の改善を提起したうえで賛成する。」

他に意見を述べる会員がいなかったため、議長は、討論を終了して採決に入る旨宣した。採決は、挙手により、第4号議案、第5号議案個別に行われたが、いずれも賛成多数により可決された。

〔第6号議案〕弁護士の報酬に関する規程（会規第68号）中一部改正の件

〔第7号議案〕外国法事務弁護士の報酬に関する規程（会規第69号）中一部改正の件

〔第8号議案〕弁護士の業務広告に関する規程（会規第44号）中一部改正の件

〔第9号議案〕外国特別会員の業務広告に関する規程（会規第45号）中一部改正の件

議長は、第6号議案「弁護士の報酬に関する規程（会規第68号）中一部改正の件」、第7号議案「外国法事務弁護士の報酬に関する規程（会規第69号）中一部改正の件」、第8号議案「弁護士の業務広告に関する規程（会規第44号）中一部改正の件」及び第9号議案「外国特別会員の業務広告に関する規程（会規第45号）中一部改正の件」を上程した。

木村良二副会長から、次のとおり、議案の概要の説明がなされた。

本年6月に成立・交付された特定商取引に関する法律（特商法）においては、指定商品・指定役務制が廃止され、原則としてすべての商品・役務が同法の適用対象とされた。しかし、日弁連と経済産業省との折衝により、主務官庁のない弁護士業務には他の業種と同様の行政規制はなじまないこと、弁護士の自治的制度によって消費者保護の措置をとることがふさわしいことが理解され、弁護士業務は適用対象外となった。

今回提出した各議案によって消費者保護のための改正を行うことが自治的措置として必要となった。

具体的な改正内容については、第6号議案、第7号議案においては、中途解約条項を追加することとした。委任契約書の作成、交付は従来より義務付けられており、唯一明記されていなかった中途解約条項を追加することにより、委任者保護に万全を期そうとするものである。

第8号議案、第9号議案では、禁止される訪問による広告に関する例外的な場合として、本人から請求があった場合、当番弁護士等の場合、その他公益上の必要があるとして弁護士会の

承認を受けた場合にはこれを許すこととし、電話、メール、その他の通信手段によって受任する旨の広告をする際の記載事項、中途解約条項を含めて定め、委任者の保護を図ろうとするものである。

議長は質疑に移る旨を宣した。

濱田広道会員（東京）「クーリングオフでは損害賠償請求権が発生しないのに、委任契約の解約の場合は発生する可能性があるという違いがある。委任契約についていつでも解約できると明示すると、クーリングオフと同じだと誤って説明されたり、依頼者が誤解したりする可能性があるのではないか。」

木村副会長「もともと委任契約には中途解約権があり、この旨を明示することとする規定であって特別違ったことを規定するわけではないから、このことによって、クーリングオフと混同されるものではないと考えている。」

他に質問を希望する会員がなかったので、議長は討論に移る旨を宣した。

新里宏二会員（仙台）「特定商取引法と割賦販売法の改正は、全国の弁護士会から意見書や署名運動に協力をいただき、達成することができた。指定商品制廃止を先頭に立ってきた日弁連であるが、執行部が経産省と交渉を重ねた結果、弁護士自治制度の中で、消費者・依頼者保護の適切な規定を整備することを条件に適用除外を獲得した。消費者団体からも他の団体の模範となるようなしっかりした規則を作ってほしいと要請されている。今回の会規改正は、これまで私たちが履行してきたことを確認するにすぎず、弁護士業務に大きな変革をもたらすものではない。」

他に意見を述べる会員がいなかったので、議長は、討論を終了して採決に入る旨を宣した。採決は、挙手により、第6号議案から第9号議案まで個別に行われたが、いずれも賛成多数により可決された。

〔第10号議案〕会則中一部改正（第68条の2・懲戒処分歴の開示）の件

〔第11号議案〕懲戒処分歴の開示に関する規程制定の件

〔第12号議案〕外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正（第59条の2・懲戒処分歴の開示）の件

〔第13号議案〕外国法事務弁護士の懲戒処分歴の開示に関する規程制定の件

議長は、議事を再開し、第10号議案「会則中一部改正（第68条の2・懲戒処分歴の開示）の件」、第11号議案「懲戒処分歴の開示に関する規程制定の件」、第12号議案「外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正（第59条の2・懲戒処分歴の開示）の件」、第13号議案「外国法事務弁護士の懲戒処分歴の開示に関する規程制定の件」を一括して議題に供した。質疑・討論などの審議は一括して行うが、採決については、それぞれ議案ごとに各々別に行う

こととされた。

村山晃副会長から次のとおり提案理由の説明がなされた。

今回の提案は議案書の55ページから、いわゆる会則を改正する件と、11号議案以下、会規に関わる件である。

懲戒制度を適正に運営をするということは、弁護士会への市民の信頼を確保し、弁護士自治を堅持するうえで不可欠である。懲戒制度の適正な運営は、まず懲戒処分が適正になされていることが最も大切なことである。しかし併せて、処分がなされた後、処分結果をどう扱っていくのかということも、もう一つの課題だと言える。

そこで、まず導入をされたのが、「自由と正義」に公告をするという制度である。平成15年には弁護士法の改正があり、平成16年からは官報に、戒告も含めてすべての処分が公告をされることになっている。

これと違って公表制度が、平成3年の臨時総会で導入された。「自由と正義」では、一般市民が知ることはできず不十分だということで、創設された。公表は、いわゆる業務停止以上の処分については、原則全部公表をする。戒告については、それぞれ単位会や日弁連の判断で、社会的にこれは公表するべきだと判断をされたものについてのみ公表をする。この5年間で今日時点まで165件の戒告事例があり、公表をされたのは6件となっている。そういう意味では、戒告については公表されていないケースがほとんどだのご理解をいただきたい。

ただ、平成16年に官報公告が始まった結果、戒告もすべてこの公告の対象になるので、大変広い範囲の人たちが、結果的には弁護士の処分を知りうる状況になっている。

今回の懲戒履歴の開示制度との関係でいうと、この公表をされた処分が開示の対象となる。したがって、業務停止以上のものは原則すべて、戒告については公表をされたものに限定される。

公表によりかなり多くの人たちがマスコミ等を通して知っているわけだが、その後その弁護士にアクセスをしたいと思った必要ときに、その当該弁護士の処分情報について、過去履歴を知りたいという市民の要求に応えていこうというのが、今回の開示制度の趣旨である。市民からの問い合わせを一切拒絶するということになるのと、弁護士同士がかばい合いをして、弁護士、弁護士会に対する不信感というのをかえって醸成させるのではないかと考えている。

制定の経緯は、まず日弁連の中で非弁提携などを扱っているところから問題提起があった。併せて札幌とか奈良とか、弁護士の非行問題、懲戒処分に関してあり方が問われた弁護士会が、この懲戒処分歴の開示制度を作ってきた。

そこで日弁連は、弁護士制度改革推進本部に諮問をし、改革推進本部から導入すべきだという結論を得て、全単位会に意見を聴き、必要な修正を加えて2度目の単位会照会をし、それも踏まえて今回の制度が出来上がっている。単位会照会した結果は、開示を進めるべきであるという意見が大半を占めていた。日弁連の委員会も揃って、懲戒委員会や綱紀委員会もこの開示制度は設けるべきであるとの意見である。

もう一つの経過として、日弁連は弁護士の情報開示システムをやってきた。日弁連の側から積極的な情報を市民に提供する制度である。そのときに、マイナス情報だけは全部蚊帳の外におくのは不適切ではないかという意見も出てきた。

議案について懸念が表明されているのは濫用問題である。そのため、請求する人を限定し、

その本人を特定させるための資料を出させて、あるいは開示を求める目的、事件の概要、依頼しようとする意思がわかるようなものを本人に出させて、なおかつ開示をしたときには濫用をしないという誓約書もとるというスキームである。

では、濫用が全部防げるのかということ、なかなか難しいと申し上げざるを得ない。しかし、もっと請求の門戸を絞って、例えば委任契約書を要するとすると、逆にいわゆる開示制度が市民の利用がほとんど出来ないような制度になり意味がない。その辺のバランスの上で制度設計をしている。市民の使い勝手が、非常にこの制度を作るうえで重要な視点であるとの点もご理解いただきたい。

ちなみに、札幌や奈良ではもう数年間の実績がある。つい先ごろ熊本県でもこの制度が作られた。現実に運用されているが、いわゆる濫用されたという報告は、それぞれ当該弁護士会のどこからも受けていない。

他士業では、司法書士はホームページ上で懲戒処分を掲載している。一番厳しい懲戒処分については、5年間そのホームページ上に載せたままにしておくということで、実質過去履歴の開示と同じような効果を持つよう過去履歴の開示制度を持っている。

今回の提案は、会則の改正と会規の制定である。会則においては、開示をする制度を作ること、会規で具体的なものを定めなさいということのを会則上で明記し、その上で会規で具体的な制度設計をして提案を申し上げている。

あと関連するのは、外国法事務弁護士に関連をしたものである。

さらに、第一次的に懲戒権を行使するのは、それぞれの弁護士会である。各地の弁護士会でも同じような制度を作っていたら統一的に運営していくということが、市民の信頼を確保していく、またこの制度を円滑に運用させていくうえでも、非常に重要だというふうに考えている。そういうことも考慮して、施行期日は来年の7月1日にして、時間的な余裕を置いているという点も合わせてご理解をいただきたい。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

齋藤裕会員(新潟県)「第11号議案の第3条は、戒告については公表という要件を課しているが、他には、例えば職務上の非行によるとか、実質的な制限が全くなく、かなり広い範囲で開示を認める規定になっている。そのこととの関係で、懲戒履歴の開示は、個人情報保護法が禁ずる第三者提供になるのではないか。そこで、まず、懲戒処分歴は個人情報保護法上の個人データに該当するのかもしれないのか。しないのであればその理由。もし該当するとしたら、個人情報保護法第23条第1項のどの事由に該当するから第三者提供が許されるというご理解なのか。仮に、ちょっと先取的に質問すると、第23条第1項第2号の財産の保護のためやむを得ないような場合を考えているのかとも思うが、例えば酒気帯び運転で業務停止になったような会員がいた場合、その会員の情報を提供することと、顧客の財産保護と一体どういう関係があるのか。仮定的な質問だがお聞きしたい。次に、この第11号議案の関係で、懲戒履歴が開示されても、その履歴が開示された会員に対して、あまり情報が伝えられない、こういう規定になっている。個人情報保護法は、保有個人データというものについては開示請求権を認めている。開示請求権が求められるべき会員について、なぜ情報が提供されないのか。具体的には、まず、懲戒処分歴について開示請求があったか、なかったか、どのような事案の概要を示

して、どのような開示の必要性を示して、開示請求があったかどうかというのは、当該会員にとっての保有個人データに該当するのかもしれないのか。しないとしたら、その理由。該当するとして、なぜ事案の概要であるとか、開示を必要とする事由であるとか、あるいは、例えば新潟県警が開示請求してきましたよとか、そういうことをどうして開示しないのか、どうしてそういうことが正当化されるのか。そのこととの関係で、個人情報保護法第25条第1項のどの事由に該当するから、例えば事案の概要や開示を必要とする事由などについて開示しなくてもいいと考えておられるのか、その辺りについてお答えいただきたい。

村山副会長「私どもは、すでに公表制度を創設し、公表してきていることを前提に今回のこの件についても検討をしてきた。具体的な条文等の関係につきましては、制度設計を具体的に担当した弁護士制度改革推進本部の事務局長の高中正彦会員から説明をいただく。」

高中正彦弁護士制度改革推進本部事務局長「まず、齋藤会員お尋ねの第1点目、懲戒処分歴は個人情報保護法上の個人データに該当するのかもしれないかは、個人情報保護法第2条第4項にいう個人データに該当すると考えている。

その個人情報個人データについては、個人情報保護法第23条に基づいて原則としては、あらかじめ本人の同意を得ないでは第三者に提供してはならない。ただし、例外があるという規定の建付けになっている。その例外で、齋藤会員は第23条第1項第2号をご指摘になった。しかしながら、こちらの検討では、第1号に基づく、法令に基づく場合と理解をしている。なぜなら、弁護士会の会則は弁護士法第33条、日弁連でいえば弁護士法第46条に基づいて、日弁連・弁護士会は会則を決めなければいけないという規定の建付けになっているからである。そこで、今般会則改正をして法令に基づく場合ということを確認にしたうえで、第23条の第1項第1号に基づいて、本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供することができるという考えである。2点目の懲戒処分歴の開示請求の有無の開示については、個人情報保護法第2条第5項、保有個人データに基本的に該当すると考えている。この保有個人データの開示については、開示しないことができるという例外規定が、個人情報保護法第25条のただし書の中にある。今般事案の概要と開示を必要とする事由などは、弁護士に対しては開示しないとしてあるが、これを開示すると第25条第1項第2号の当該個人情報取扱い事業者である日弁連が、業務の適正な実施に著しい支障を生じるおそれがあると考ええる。ただし、第8条で、自分に対して開示請求があったのかなかったのか、何回あったのか、開示を何回したのかという情報については、きちんと開示をする。

黒川辰男会員(第二東京)「経験からいって、一番大事なのは、懲戒手続そのものが公明正大に行われているかである。懲戒手続というものは、裁判なのか。裁判は、訴追者から認定されるべき事実がはっきり打ち出されて、その事実の有無について、攻撃防御がつくされて、そうして認定された事実が法令が適用される。懲戒処分は裁判であるのかもしれないのか。」

村山副会長「裁判でないことが大前提である。」

黒川会員(第二東京)「裁判ではないとしたら何なのか。」

村山副会長「弁護士が与えられた自治権の行使に基づいて行う、広い意味での行政処分の一
種であるというふうに全体的に理解されている。」

黒川会員（第二東京）「単位会の決定というのは、私の場合2年経っているが、最高裁判所で
今上告中である。法律的には、未確定なものである。争いがあったときは、そういう場合でも
単位会の決定を公示するのか。」

村山副会長「それは懲戒処分があったときに、効力が発生しているという前提に立っている
ため、それから3年以内のものは、戒告の場合は公表されたものに限られる。したがって、公
表されていない戒告について対象になっていない。」

黒川会員（第二東京）「本件の公示制度というのは遡及処罰の禁止に違反している。憲法第3
9条、第31条の罪刑法定主義、これに違反すると思うがどうか。」

村山副会長「全く違反しないと考えている。」

議長は質疑を打ち切り、討論に入った。

水野彰子会員（島根県）「島根県弁護士会の臨時総会の反対の議決に基づき、反対の意見を述
べさせていただく。島根県弁護士会は、2004年、2007年の日弁連からの照会に対し、
反対の意見を述べている。反対の理由は、一つには、他の目的に使用される可能性や漏洩性が
高いと思料されること。二つ目には、懲戒処分歴を開示することにより、当該弁護士の処分後
の業務を妨害する結果となり、懲戒処分本来の効力を超えた不利益を与えることとなること
である。そして、本年の11月21日の島根県弁護士会の臨時総会においても、2点の弊害とそ
れと比較した場合の開示によって得られる利益の少なさが問題となった。特に島根県弁護士会
は、小単位会であるだけに、本庁所在地に限り、あるいは支部単位ということで、開示請求さ
れる懸念がある。懲戒処分履歴の開示は弁護士個人の非常に機微な情報にかかるプライバシー、
個人情報というきわめて守るべき必要の高いものを制約する。制約を正当化するに足りる理由
が存在する必要があることはもちろん、制約が必要かつ最小限の範囲でとどめられることが必
要である。制約することで得られる利益、それによってもたらせられる不利益、その程度、過
度な制約にならないか、他に代替手段はないのか、厳しく問われなければならない。本議案の
提案理由中には、開示により得られる利益として市民の信頼ということが掲げられているが、
これはきわめて曖昧な概念である。もたらされる不利益、弊害はすでに指摘したとおりである。
市民の信頼を得るのであれば、それは懲戒処分歴の開示によって得られるものではなく、懲戒
制度の適切な運用によるものであろうと思料される。制約を正当化するに足る理由の存否如何
に関する法律家としての明解な疑問、それこそが島根県弁護士会において三度会員に意を問う
て、なお反対の結論が示されるゆえんであると私は認識する。」

吉田健会員（東京）「賛成の意見を申し上げる。私は、東京弁護士会及び日本弁護士連合会に

において、多重債務処理事案に関わる非弁提携弁護士問題の対策業務にここ10年ほど従事してきた。非弁提携問題に関する被害ということについては、一つの言い方としては弁護士の被害がある。東京弁護士会だけでも、自殺した者、破産、自宅売却まで追い込まれた人が、それぞれ複数いた。1991年から2007年の17年間で、非弁提携で懲戒された者は78件である。うち会立件が34件、44%である。この78件のうち、戒告は2件しかない。それ以外は業務停止以上、退会命令、あるいは除名である。1997年から2007年までの11年間で全懲戒611件のうち72件が非弁提携である。11.8%になる。業務停止以上の重い処分は329件中70件、21.3%に上っている。もっとも多かった2000年では46%である。昨年でも13%、約8分の1が非弁提携を事由とする業務停止以上の懲戒である。前に懲戒を受けたものが非弁提携ということで、改めて懲戒を受けるという件数は約30件だが、うち本日の議案で対象となる業務停止以上、前の懲戒が業務停止以上の場合というものに限っても20件ある。たった20件かと言ってほしくない。非弁提携弁護士の場合、依頼者は平均すると約800名程度である。業務が破綻したとき、預かり金は平均すると1依頼者あたり15万円程度である。800人だと1億2,000万円になる。非弁提携弁護士の着手金の取り方は、債務者申告額の2割が多数である。破綻すれば平均して1億2,000万円のお金は返してもらえない。破産による配当率はきわめて少ない。自宅を売却しても、全額精算はとても無理な状態である。着手金も、弁護士が破綻した際にまだ交渉中として残っている人は大体3分の1程度、少なく見ても2割、20件であるから400人ということになるが、その人々は着手金が戻らない。やっと自分で決意を固めて、弁護士に相談して弁護士に頼んで整理をしよう。あと5,000円でも少なければ、1万円でも弁護士への送金が少なければいいなという大変な切りつめた生活をしながら、送金されたお金がこのような結果になる。精算されなくなる。私どもは、摘発だけではなく、懲戒になった後のその事務所の後始末の対処もしてきた。以前の1人で7,000件、8,000件を処理していた東弁の会員が破綻した際には、全国の数百名の弁護士の皆さんに着手金ただで後始末をしていただくという、非常につらい体験をした。弁護士会の事務局には、電話をしても弁護士さんが出てくれない。お金のことについても報告がこない。本当に大丈夫ですかと言われる質問がよくくる。これは東京3会特有の現象だろうとは思う。私も最初は相談を受けていたが、残念だけれども何にも言えませんが、懲戒歴があるともないとも言えませんがしか返事ができない。最終的にそういう人たちは、お金が戻らないことも随分あった。こういう実態がある。懲戒者の再起を妨げるという話もある。業務停止がされると、全依頼者、全顧問先に業務停止になったことを報告して契約を解除し、それを会に報告することになっている。それまでの依頼者、紹介者、顧問先に全部自分が懲戒されたこと、業務ができなくなったことを話さなければならない。これが現在の業務停止処分の執行の状況である。懲戒処分が終わってから、内緒にしてくれれば業務ができるなどという安易な、中途半端な考えで業務停止からの再起を図っていただきたくない。大きな覚悟を持って、懲戒処分を受けたからには大きな覚悟を持って、少なからず決意を持って業務の再開を図っていただきたい。このようなことで、業務再開が妨げられるというのは、私から見ると非常に中途半端で安易な考え方だろうと思う。」

高岡信男会員(東京)「吉田先生のおっしゃる事由というのは、非弁提携等で懲戒処分を受けた方、これについては当てはまるだろうと思う。しかしながら、懲戒処分事由というのはたく

さんある。そして、懲戒処分を受け終わった方、業務停止を受け終わった方、そうした方々がまじめに業務を行っているというのも実情だろうと思う。そういう方について、懲戒処分歴があるということだけで、開示するというについては合理的理由がないと考えている。今回の提案は、公表された戒告以上の会員についてすべて開示するという提案であり、何らそこに限定がない。まじめに再起を図っている会員について、ある市民が興味半分で会に問い合わせたら、それに答えるのかということについては疑問である。今回の提案については、懲戒処分を受けている最中の方、除名、退会命令、業務停止中の方、この方について開示することは当然だろうと思う。しかし、処分を受け終わった方について何ら制限なく開示するというについては、合理的理由がないと考えるので、反対させていただく。」

三木正俊会員(札幌)「賛成の立場で、かつ札幌弁護士会ではこの制度を創設し、そして運用してきた実績を踏まえながら意見を申し述べたい。札幌弁護士会では、平成12年2月、3月と会員が逮捕起訴されるという不祥事が連続的に発生し、平成12年度に倫理問題検討協議会が設置され、協議会から平成13年3月7日に綱紀保持問題についての取りまとめ意見が理事者宛に提出され、市民の弁護士選択に資し、不祥事抑制にもつながる会員の処分歴の公表に関する規定を整備すべきことの提言があった。そこでは、懲戒処分歴は会員のプライバシーであることはもちろんであり、一定の制限を設けるべきだが、弁護士会が自治権に基づきその開示の根拠を規定すれば、すでに公表された処分をその趣旨の範囲で公表することは、許されるという考え方が前提とされた。その上で処分歴の開示は、市民の弁護士選択に資するものとして位置づけ、弁護士会の情報公開の問題として考えるべきであり、このような制度を設けることは、弁護士会が市民の信頼を得るために必要であるとの意見が示された。また、副次的なものとして、一定期間公表されるということがプレッシャーとなり、不祥事抑制につながるなどの指摘もあった。なお、公表された懲戒処分歴については、「自由と正義」などから容易に調査することが可能であることも開示を肯定する立論に影響を与えた。この意見を前提に会内で議論を重ね、平成13年12月4日開催の臨時総会において、処分歴の開示に関する会則改正とともに、会員の懲戒処分歴の問い合わせに関する会規の制定が承認された。当会の懲戒処分開示制度と今回の日弁連提案の制度の相違点は、開示請求者について、今回の日弁連提案では依頼者または依頼しようとする者に限定しているのに対し、当会の制度ではそのような限定を付さず、その開示の理由が文面上明らかに違法であるときは回答を拒否できるという具合にしている。第2には、開示する懲戒処分歴について、今回の日弁連提案では懲戒処分の効力が生じた日ないし業務停止期間満了の日から3年を経過していない者となっているが、当会の制度では懲戒処分の効力が生じた日から5年となっている。当会では不祥事抑制の視点が重視された。当会の制度の運用の実態は、平成13年度から平成20年10月31日までで589件、そのうち金融機関から信用調査のための照会が583件、依頼者ないし依頼しようとする者は2件、破産事件の相手債権者から2件、その他新聞社と北海道役所から各1件となっている。結論としては、濫用的な開示請求は認められず弊害も生じていないという状況にある。ただ、運用実態の前提として札幌弁護士会においては、制度発足時に制度を創設した旨の発表はしているが、その後積極的にこの制度の広報をしてきていない。依頼者ないし依頼しようとする者からの開示請求の要請がどれだけあるかというのは、当会の運用の実態からは厳密に言えば不明であると言わざるを得ない。ただ、広報を充実していないという現実からすれば、金融機関は除いて、

6件のうち2件は依頼者等からの開示請求であり、自分の依頼しようとする弁護士、依頼している弁護士の情報を得たいというニーズは、相当あるとも評価できると思う。また、このようなニーズが立法事実として大事なことは間違いないが、それだけではない。当会で、不祥事が続いたときに、マスコミから、懲戒処分歴の開示制度がないことについて、弁護士の身内のかばい合いではないかという指摘がなされた。懲戒権を独占して、その処分内容を唯一正確に把握している弁護士会が、懲戒処分歴の開示請求に応じることが一切できないというのでは、弁護士自治に無用な攻撃の材料を与えることになりかねない。懲戒処分歴開示制度が存在しているということ自体に、弁護士会に対する市民の信頼を確保するという視点から大きな意味があり、この制度創設の必要性も認められる。なお、今回の制度の導入が、弁護士自治を侵害するという議論があるが、その綱紀懲戒における処分決定手続に関する問題ではないので、それは別の話であると考えられる。なお、当会で濫用と認められる事例は一つもないが、実際にもこの制度を利用しての濫用は考え難いのではないかと思う。本件提案は、すでに公表された懲戒処分を対象としているため、会員弁護士の懲戒歴を調べて悪用しようとする者にとっては、「自由と正義」を調査することは容易なことで、実際にも検索機能を付して、これを詳細に明らかにするインターネットのような情報提供サイトが存在する。本件提案にかかる制度ができたからといって、会員弁護士の懲戒歴の情報を違法に使用する濫用事例が増加するとは考えられない。懲戒処分を受けた弁護士が、処分歴の開示制度によって不利益を受けることは間違いないにしても、一定の要件の下に情報を公開すべき合理性があれば、それはやむを得ない。日弁連の提案は当会の制度よりも開示請求の範囲を限定し、依頼者ないし依頼しようとする者の弁護士選択のための情報提供をするためのもので、合理性が十分に認められ、しかもその制度の存在が市民の弁護士に対する信頼を確保し、弁護士自治を確保することに資するものであると考え賛成する。」

武内更一会員(東京)「全面的に反対する立場から意見を述べる。戒告などでは済ませばよいという議論にも立たない。議案書の64頁、一番右端に反対意見が、各单位会から寄せられたと書いてある。弁護士会のほうに問い合わせがあったときには、理由をきちんと述べるということによって、理解を得るといえることが本筋ではないかと思う。一方、提案者の提案理由には、何ら積極的な理由はない。市民の信頼とか、弁護士の懲戒処分歴を知って弁護士の選任の資料にしたいというそのニーズなるもの自体がおかしい。人の前科・前歴をほじくり返して、今の人の評価をする、そういうものの考え方、価値観は私たち弁護士にとっては最も忌避すべき価値観ではないか。私たちは、自治権に基づく懲戒処分という手続を持っている。弁護士会の中で審議し、処分をして終わりのはずである。戒告は戒めをして通告したら終わりである。業務停止は、その一定期間業務をさせないことが望ましいという判断があって、業務を止める。その期間があけたらその弁護士は、他の弁護士と同じように当たり前前に弁護士の業務ができる。これが懲戒処分の本質のはずである。それをその後も何年間も開示される、そういう危険にさらし、そして仕事を妨害していくことは、全く正当な理由のある考え方ではない。先ほどの吉田会員の発言は、恐怖政治である。前歴のある弁護士は、仕事をさせないことが最も非行を予防することになるのだという考え方。これは完全に保安処分の考え方である。弁護士としては最も否定すべき考え方のはずである。昨日の読売新聞の夕刊に、「弁護士懲戒歴3年分を公開、日弁連提案へ...選ぶ手がかりに」との記事が載った。一体これは誰がこういう話をしているの

か。記者の方々は、人の前科前歴をほじくり返して、そして不利益を課すという考え方は、否定する立場にあるのではないか。きちんと考えてほしい。そして、この二重処分というものを受け続けたその弁護士は仕事の機会を奪われ、まさに本来再起すべき、また再起を期待して弁護士会が行っている懲戒処分という域を越えて処罰を受け続ける、不利益を受け続ける。そして排除していく、また非行に手を染めるといふ例も生じるだろう。非弁提携者には累犯者が多いというのは、過去に処分歴があつて業務ができなくなつて、そしてそれに非弁業者が介入して来るといふ形で引き込まれていくということではないのか。むしろ、そういうことは私たちが予防しなければいけない。この制度は逆行すると私は考える。この提案をしたのは非弁提携問題対策委員会からだといふが、全然違つて思つている。2001年規制改革委員会から、懲戒処分の公表・公開をせよといふ提案が出ていた。そして司法審が2001年6月に意見書に書いた。日弁連は、当時一度諮問し、多くの単位会から猛反発を受けた。そして2007年6月に規制改革会議が、同様の趣旨のインターネットを利用するなどして、さらに公表せよといふ提言を出した。日弁連はそれを受け、全会への照会をした。政・財・官による司法改革なる改悪、弁護士制度改悪、そういうものを推進している側からの攻撃、それを日弁連執行部自らが受けとめて、そして道を開き、自らがそれに棹さして進めていくと、そういう構造に明らかにある。こんな執行部は、到底認めがたい。これは弁護士自治に対する攻撃である。政治改革、行政改革、経済構造改革、そして最後の要としての司法改革、その中で弁護士改革が要諦だといふ言われている。日本が、資本主義が行き詰まり、そして軍事化して世界の海外市場へ自らの軍事力を背景にして市場を得ていく、その中で弁護士改革なるものが進んでいる。弁護士は、憲法改悪に対する最後の非常に強力な職業手段としての砦である。そこを壊し、改憲を断行する。1929年の経済大恐慌と同様に、そしてその後日本が転落していつて軍国主義化を強めていったように、そしてその中で当時の弁護士層は生活の基盤を侵され、そして激増の中で競争にたたき込まれ、戦時体制に自らを組み込んでいったといふのが、あの大野正男さんの論文にしっかり書いてある。そのことがもう一度繰り返されようとしている。危機感を持つべきである。一般市民のユーザー、ニーズがあるといふことは虚偽だといふことは、先ほど札幌弁護士会の会員の方のご報告で明らかである。そうでないところからの請求が圧倒的に多い。銀行、役所、その背景には政府、経済界、結局そこへつながつていく。市民が、その弁護士を信頼するかしないかは、まさにそのときの弁護士のあり方、仕事の仕方、説明の仕方、そういうものによつて判断できるはずである。それをきちんとやる。そのことが私たちにとっては必要なことである。この攻撃、この時期だからこそ私たちは闘うべきである。団結して、結束してこの議案を葬るべきである。ちなみに、東京弁護士会では11月に行われた常議員会において多数で執行部の提案を否決した。東京弁護士会の会員の多くの考えはそこにある。そしてこの議場の皆さんの多くの考えも、そこにあると信じる。ともに結束してこの議案を葬り去ろう。」

新里会員(仙台)「賛成の立場で発言をしたい。私は弁護士26年、多重債務の問題をずっと取り組んできて、借金のないような社会をつくっていきたい。借金で自殺をするような社会をなくしていこうと思つて頑張つてきたつもりである。実は、宮城で最近今年の10月、11月、それから今月と、第二東京弁護士会のA弁護士が、過払い返還、多重債務、借金相談などの相談会を開催するといふことで、地元新聞に折り込みチラシを掲げ、まき、ラジオCMを流して勧誘している。この弁護士は、非弁提携で業務停止、それからその後にお金を返さなかつたと

いう金銭のトラブルで業務停止2年、業務停止2年中に他人の名前を使って弁護士活動をしたということで、さらに業務停止2年。その方が仙台で相談会をする。秋田でも同様のことを行っている。宮城の多重債務者を食いものにしているのではないかとすることを危惧に思った市民団体が、日弁連、第二東京弁護士会にいわゆる多重債務相談をする弁護士広告の中には、懲戒歴を表示してほしい、そういう改正をしてくださいよとの要求を出している。それがいいのかどうかというのものもあるが、外の目はそのようなものがある。この件だけではなくて、非弁提携で業務停止になった方が地下鉄の広告をしている。ホームページの広告もしている。最近では弁護士の多重債務相談の広告が氾濫をしている。そんな時代に、藁をもすがら多重債務者が相談をしておかしいぞ、何かないんだろうかと思って、この人ってもしかしてと照会をしたときに、どうして答えられないのか。弱者、その人のニーズがある、答えてあげるべきなのが強制加入団体の弁護士会の役割ではないのかなと私は思う。日弁連は総力をあげて貸金制度の改正をした。その完全施行が2009年の12月から2010年の6月になっている。そのために各地の弁護士会では自治体の相談窓口と提携をして何とか多重債務者の救済をということで、相談窓口が極めて充実してきているのが現状である。私は、今回の改正を一つのステップとして、やはり多重債務の弁護士広告について懲戒歴等を絡めるとか一定の制約を課すという時期に来ているのではないかと考えている。ぜひ、これを成立させてその以後につなげる。やはり国民に信頼される、市民に信頼される弁護士、弁護士会でありたいなと常々思っている。」

黒川会員(第二東京)「考えるときに一番大切なことは、片方で市民の要望等は確かにあるだろうけれども、実際にこの懲戒手続に対象弁護士として出頭させられて、その出頭も、出頭されないんですか、なら結構です。どんどん手続は進めますというようなことを二弁の女性の事務員から言われたことがある。議題の懲戒制度の公示は、非常にわかりづらい。なぜなら、遡及処罰の禁止という、罪刑法定主義ないしは遡及処罰の禁止、事後法の禁止というところに非常に引っかかっているからである。法律的な手続でもって社会的制裁を科するそういう手続である。大事なことは、その物事というのはわかりやすくいかなければいけない。だから例えば戒告処分も全部含めて3年間やられるのかということ、それはそうでもないらしい。公表されたかどうかというのはわからない。それから、例えば島流しにあった人は、江戸時代は入れ墨が3本入れられた。それと同じではないのか。先ほどおっしゃった先生の話で、戒告であれば戒告で戒めの言葉を告げられればそれですんだことだと、業務停止であれば何か月間か業務をしなくて、すべての弁護士業務からは隔離をされて、それから立ち直るといえるのは、これは大変なことである。言いたいのは、今の島送りで入れ墨を入れられたらこれは一生である。では、本当に一生前科者として扱われるような代償を払うべきなのか。そうは必ずしも思わない。もっと別の、もっとわかりやすい方法があると思う。もう一つ、執行部の見解は、はっきり間違いだと断定する。懲戒処分の議決書を見ると、典型的な判決三段論法である。そうすると、判決三段論法が使われているにもかかわらず、これは判決手続ではない。裁判手続ではない。だったら、ここからわからない。あれは事実の認定、法令の適用である。例えば、私の場合は弁護士倫理43条、44条違反である。違反して、事実の有無にかかわらず誹謗中傷したと言われている。中傷というのは、事実をないことを知った上で、」

議長「先生、そろそろまとめていただけないか。」

黒川会員(第二東京)「中傷というのは、事実がないことを知った上で、ない事実を吹聴して人の悪口を言うことである。二弁の懲戒処分議決には、事実の有無に関わらず黒川は別の弁護士を誹謗中傷したと言っている。しかも、それが弁護士倫理第43条の構成要件である。裁判手続であるにも関わらず、そういう基本書があるにも関わらず裁判手続ではないというのは、実は二弁の2年前の委員長もそういつている。それから、今の会長先生もそうおっしゃっている。そういう裁判手続でなくて、判決三段論法の形で議決が行われたものを公表するというのはおかしい。」

中本源太郎会員(東京)「反対の立場で発言する。東弁の決議は、賛成が16で、反対が25、保留が13ということで、圧倒的多数で執行部のこの賛成しようという議案は否決された。その常議員会において議論百出であった。いくつか今日賛成の意見が出たが、それにとりあえずまず反対したい。一つは、非弁提携の問題を盛んに強調する。しかし、今回の開示請求は非弁の問題だけではなく、すべての問題について網をかぶせるという問題である。非弁提携の問題を解決するには、その独自の対策を考えるべきであって、開示請求という形で答えようとするのはそもそも間違っている。二番目には、札幌の事例があったように、国民からの開示請求の要求はほとんどなく、銀行と自治体が大半である。一般の国民からは5、6人であり、需要がない。つまり、一般国民からこの制度を要求してできたものではなくて、他から出てきたものだというふうに言わざるを得ない。それは弁護士侵害の非常に大きな一歩だと捉えるべきである。非弁にまた戻ると、今広告をやっている弁護士は、大半はサラ金、多重債務事件、破産過払い請求である。つまり、ごく普通に広告を駅やチラシでやっている人はほとんどいない。最近テッシュをまいているのも多重債務を扱っている弁護士ということを知った。ということは、広告解禁という元に戻らなければいけない。要するに事件あさりをおおる、そういう道を開いたという日弁連のこれまでの姿勢自体が問われている。つまり、多重債務の問題にかこつけて、広告はよいが、とんでもない広告が行われているからそれを取り締まろうと。これはおかしい。しかも、それを開示という形で答えようとするのは非常におかしい。それから、制度ができた場合の反響がどうなるか。光市事件は懲戒請求の問題であるが、7,000通とか、大変な人が橋下大阪現知事の呼びかけ、あおりに応じて殺到した。これを見ても、開示請求が生じて、これを広報した場合、一体どういう反応が起きるだろうかということを考えるべきである。弁護士会は、その対応に追われる、そのために予算を使うというとんでもない事態がないとはいえない。もう一つは、この制度自体、非常に出来が悪い。中身が非常に煮詰まっていない。まずは、依頼しようとする者にも答えるとなっている。しかし、先ほどの第6号議案で、これからの報酬委任契約ではいつでも解除できるという条文が入る。依頼して、頼んでみておかしいと思えば、いつでも解任できる、依頼関係を解消できるという制度をつくる。にもかかわらず、頼もうかなというときに、開示請求ができる。これはとんでもないおかしな制度だと思わないのか。しかも、本当に依頼しようとするかどうかを確認する、証拠はない。事案の概要は言うが、相手を特定しない。これで果たして本当に依頼しようとするのかどうかわかるのか。弁護士会照会制度では、事件の依頼者は誰で、相手は誰で、こういう事情があって照会してくださいと、弁護士会でやっている。それを弁護士に関する限り、誰を相手のどんな事件でこの弁護士に頼もうと思うけれども、この弁護士は大丈夫かという問い合わせになっていない。架空で

っち上げの事件がいくらでもできる。要するに情報収集、その弁護士の個人の情報を入手する。そのためだけに代用される可能性が非常に高いと思う。それから、そのようにして入手され、開示した情報が他に漏洩された場合の制裁は規定されていない。弁護士が何年か後に聞いたら、開示請求の数と回数と時期等、これは教えられるけれども、誰が開示請求したかということは教えないという制度になっている。それでも、その開示された情報が他に漏れたということで、誰がやったんだと、損害賠償を請求したいというときに、誰がやったかは明らかではない。しかも、これは何年か後である。そのときに知らされれば、弁護士は対応できる。しかし、何年か経ってから。処分が取り消された場合も、それからである。そんなことで弁護士の権利が守れるのか。これは多重債務事件の解決の事案ではない、議案ではないということをしつかり認識する必要がある。弁護士の救済措置があまりにも不十分で、やられっぱなしである。懲戒請求も、簡易却下はなく、全部誠実に対応しなければいけない。弁護士だけ悪人の疑い。性悪説で、やってくるやつは性善なのか。とんでもない依頼者も日々いっぱいいる。それにやられっぱなしになって、弁護士会は何で弁護士を守ろうとしないのか。そのことのほうが、はるかに大事である。

いずれにしても、国民の要求から来ているものではないことは明らかである。弁護士市場を一步一步侵害してきたそのための一つの制度づくり、このことで間違いはないと思う。よって反対する。」

議長 「あと3人くらいで討論を終結する。」

森川文人会員（第二東京）「反対意見を述べたいと思う。先ほどの高中会員の説明によれば、個人情報だけれども、ここの総会で決めればこの制度を認めてもいいということだと思う。本当にこれでいいのか。要は、公開、透明化とか、そういうことが国民のため市民のためという言葉で語られるが、実際誰が求めて、誰が身内のかばい合いという非難をしているのかである。マスコミは、市民ではなくて、企業からスポンサーとされて、そしてリークされた情報を公開している、もしくは載せられるという立場に今はあると思う。本当に外部の声がどういうものかという意味では、われわれが本当に向き合う依頼者、多くの弁護士は個人の依頼者だと思うが、そういう方たちが本当にこういう情報を求めているかといえば、そんなことはないと思う。弁護士会の様々な懲戒制度がどんどん解体されていくというのは、先ほどの武内会員の指摘にもあったが、行革審以来、いわゆる構造改革路線の中にある政治改革、行政改革、そして司法改革によって自由経済至上主義というか、そういう中に弁護士、弁護士会が追いやられて、ある意味どんどん商品化させられていっている。だから、どういう商品かということを外向き、要は外部向きに公開するというほうが商売に資するんだということになるが、本来情報公開だとか透明性というのは、われわれが権力に対して求めるものであって、われわれから何も弁護士自治を解体する方向でそれを広げる必要はない。弁護士自治というのはそもそも権力とか、大きな資本とかと対決するときのためにやっと戦前さらにつかみ取って、そのために団結の要として得ているものである。それをどんどん解体していこうという方向で、何も弁護士会自ら明け渡していくことは全くない。執行部には、非行が増えている。不祥事が増えているという認識があるのかもしれないが、それは結局弁護士が激増政策、こんな景気が悪いのに弁護士が増やされていっているわけである。そういう状況の中で、増やすだけだとまずいから、個人情

報を公開したほうが良いということであれば、そもそもその前提が間違っている。この司法改革、そして弁護士激増ということを見直さずに、ただただ一つの商品として弁護士情報を何もかも、誰が要求しているかわからないのにそれを明け渡すということは、全く弁護士自治の破壊であっておかしい。そういうことを考えて、今日はここで本当にそれでいいのかをこの会場の皆さんには考えてもらいたいし、僕としては一緒に反対したいと思っている。」

吉峯会員（東京）「基本的に賛成の立場から意見を申し上げる。ただし、保留の部分がある。疑問のところがあつた。一つは、この大事な問題を、日弁連の委員会で議論したことはほとんどなかったと思う。なぜか。もっとこんな大事な問題をなぜ委員会でやらないのか。私は、日弁連の子どもの権利委員会、それから人権擁護委員会などに属している。委員会で少し議論すべき大事な問題ではないのか。しかし、私は基本的には、市民に一定の要件のもとに情報を開示するという事は正しいことだと思っている。ただし、72頁の注1、それから注2、そこに効力の停止中、何とか何とか、3年間と出ている。この3年間の根拠は何か。その他いろいろ要件もあるが、その要件について、日弁連の多くの方がそれぞれ属している委員会は52あり、ワーキンググループ、対策本部を入れると120とか30あるが、そこで実質的な議論はやったのか。なぜ3年間なのかということ私は非常に疑問に思っている。それから3番目に、私がやっていたある刑事裁判で、その被告人はその当時から14年前に冤罪だということを裁判所に認められた人であったが、それが6年ちょっと前の刑事法廷で、検察が前歴・前科を読み上げるときに、不処分になった事件を、いわば無罪になった事件をまた言ったのである。日弁連がやったことではないが、ただ、検察がそういうことを今でもやっている。絶対に許せない。そういうことを頭においた上で、この大事な問題を私は今回は保留にしようと思っている。今の段階では基本的な方向は賛成だが、保留があるので、その辺をできれば執行部の方に私が言ったことを、制度というのはつくと一人歩きする。だから言っている。だから、冤罪の話をしている。冤罪で、裁判所で認められた人を検察がそういうことを十何年経ってから、それはわれわれのこの問題もその辺がどう本当に運用されるのか。いろいろ問題がある。そういうことで私の意見を終わりにする。」

藤本卓司会員（奈良）「賛成の立場から意見を述べる。意見の骨子は二つあり、一つは奈良弁護士会では、すでに平成16年から懲戒履歴開示制度を設けており、その事実をちょっと紹介し、皆さん方の判断材料に資するようにしたい。もう一つは、去る11月19日に弁護士会の会員に対する指導監督責任を問われた裁判の判決のことである。奈良弁護士会では、平成14年3月、所属弁護士による詐欺横領事件が発覚した。本人が述べているところでは、被害者約200人、被害総額は十数億円、ほとんどすべて弁護士業務に関連して自分の依頼者に対して行った詐欺横領事件である。一部について本人が起訴され、6年4月の実刑判決を受けて服役している。奈良弁護士会は、会館に被害者が押し寄せた事態になり、会員が手分けして、事件を着手金なしで引き継いだ。それとともに、懲戒制度の公表に関する一連の制度をつくった。一つは懲戒処分の公表で、これは戒告処分も原則公開という非常に厳しい内容である。平成16年には懲戒処分歴の開示の制度を設けた。これは今回提出されている執行部の議案よりも厳しく、過去5年に遡って公開する。運用実績はあまりなく、現在までに2件の問い合わせがあったが、いずれも懸念された内容事例ではなくて、真つ当な照会であった。この元会員による大量詐欺

横領事件については、平成15年に被害者4名が合計5,860万円の損害賠償を求めて、奈良弁護士会と日弁連を被告として損害賠償請求訴訟を起こした。被害者説明会のときに1人の被害者が立ち上がってこう言った。新聞報道によると、この弁護士は、Xと言っておくが、X弁護士は数年前に戒告処分を受けているというのではないかと、もしそれがわかっていたら私はこの弁護士に依頼はしなかったと。仲間内でこそそそやっているような、そういう処分は何の意味もない。奈良弁護士会に責任があるのではないかという強い訴えであった。私は横で聞いていて、反論はできないと思った。会員に対する損害賠償責任訴訟では、被害者側は、弁護士会というのは弁護士法上各会員を指導監督する権限がある。だからおかしい事件処理をしていると思われるような、可能性のあるような会員に対しては、会計帳簿を徴求するなり、事件処理の報告をさせるなり、監督義務を果たすべきだと、その上でしかるべき措置をとるべきであるという主張をされた。それに対して、裁判所は11月19日に判決で、弁護士法上、弁護士会は会員に対して指導監督義務を負っていると。しかしながら、各弁護士には職務行為の高度の独立性、守秘義務がある。だからあくまで指導監督責任というのは一般的なものに限られるのであって、個別具体的な事件処理等についてまで、指導監督の責任はないと。それが認められるのは、現に違法な弁護活動が行われているときなどの例外的な特段の事由がある場合に限りという判断を下して、請求棄却となった。私はこの判決は妥当だと思うが、この判決に従えば、弁護士会はその弁護士は少しおかしいのではないかという可能性の程度であれば、個別に事件処理について詳しい監督ができない。そうすると仮に懲戒処分を受けても、まさにこの会員はそんなのだが、戒告処分を受けても全く悔い改めることもなく、詐欺横領を繰り返していたような弁護士に事件を依頼したというのは、依頼者の自己責任ということになる。しかし、自己責任を問うためには、当然十分な情報が与えられていなければならない。私たち弁護士は、消費者問題において、消費者と事業者との間には、大きな情報格差がある、事業者は消費者に情報を開示すべきだということを言って、消費者契約法もそれに沿って成立した。弁護士だけは例外なのか。例外と言い切ったら、消費者から大きな反発を呼び、ひいては大事な、反対しておられる方々が何よりも大切に思っておられる自治権が崩壊すると思う。昨日出された読売新聞の夕刊に、全国消費者団体連絡会事務局長の阿南久さんという方が、もともと弁護士選びの材料が少ない中で、せめて過去に処分を受けたかどうかぐらいは知りたいとおっしゃっている。私は、最低限このような声に応えなくて、何が弁護士だと思う。以上の理由で、議案に賛成である。」

鈴木会員(第二東京)「冒頭で執行部は、この提案理由の中で、弁護士の非行によって被害に遭っている人たちの立場を考え、その方たちの使い勝手を考えれば、ある程度の濫用は起こりうる。あえて言うをやむを得ないというようなことを言った。これは聞き捨てならない。使い勝手、やむを得ない、そんなことで懲戒問題の会則をいじってよいのか。2番目、個人情報保護法の適用がないというその理屈、弁護士法が会則を定めるというふうに言っている、その会則でこの開示制度を決める、だから個人情報保護法の適用は法令によって解除されるというふうに解釈できるというものも、かなり無理な話なのではないか。いわゆる法令に対する白紙委任の問題、それ以上にとんでもない強引な解釈である。つまり、使い勝手とか、そういう強引な解釈をしなければ根拠が言えない。そのぐらいでたらめな提案である。では、本当のところは何なのか。規制改革委員会、司法審、司法制度審議会意見書ではっきり言っている。懲戒制

度の透明化、弁護士は身内をかばいすぎると、懲戒制度をもっとオープンにすべきだと。つまり、弁護士自治は信用できないと言っている。では、この司法改革なるものは何だったのか。政治改革があった、国鉄分割民営化があった。そして、司法改革。いわゆる新自由主義攻撃の重要な一角として司法改革が掲げられた。目的は二つ。一つは改憲に向かって何かとうるさい、この日弁連を変質させる。弁護士を解体させる。二つ目、これは良好なビジネス環境をつくらなければならない。日本は、良好なビジネス環境という点では使い勝手のいい、弁護士の数が少なすぎるということで。最近、朝日新聞に、グローブという折り込みがあり、弁護士を輸出せよ。魚のいっぱいいる池、上海へというものがあつた。今や大企業が国際競争に巻き込まれていて、大企業の利益を代表する弁護士はまだ少ない。5万人でも少ないと言い切っている。つまり、司法改革は、改憲と、そして日弁連を変質させ解体させる。弁護士自治を破壊する、解体する。そして良好なビジネス環境という名の下で、資本と大企業、大企業と銀行、政府、この言いなりになる弁護士を大量につくりたいという二つの目的があつた。この中に謳われているのが、実はこの懲戒制度の透明化、外から見ても全部見えるようにすると。見えるようにして、審議の過程まで明らかにしろというので、そうしたら懲戒制度、自治、弁護士自治の根幹たる自治は破壊される、なくなるではないか。だから、この問題は攻撃である。中本会員がグサツと言っていた。いろいろ不祥事が起こっているが、はっきり言って広告解禁をしたから。もう一つは弁護士の激増である。次に出てくるのが、市民の信頼という言葉である。宮崎会長以下、裁判員制度はどうしたのか。市民は圧倒的に反対している。にもかかわらず、最高裁、法務省、日弁連、連名で何回広告を打っているのか。しかも日弁連はただである。ただほど怖い、いやらしいものはない。市民の声を聞くのなら、市民の信頼がほしいのなら、裁判員制度を反対すべきである。日弁連執行部が言う市民は、政府であり、銀行であり、大資本、大企業だということがはっきりした。実は、これが1930年あの蟹工船の時代で起こった弁護士の実態だ。何としても私たちは、その轍を踏まないことを絶対肝に銘じて考えなければならない。次に最後に、懲戒問題の綱紀懲戒制度、あるいはその現状について。二弁の黒川会員から懲戒手続そのものが、果たして公明正大なのかという問いが出されたが、私は、二弁の今綱紀委員をやっている。黒川会員には申し訳ないというのか、ひとつ胸が痛むようなことがある。ないとは言わない。しかし、一般的に言って、確かに綱紀懲戒制度、私は風前の灯火になっていると思う。一つは、外部委員の存在である。表決権まで持っている。高裁や高検、それが目の前に座っていて、本当は弁護士と対決して闘っているそういう人たちが、本来ならば影響されないのに、私はやはり有形無形の影響があり得ると思う。2番目、綱紀審査会である。法律家は誰も入らない。これが綱紀懲戒制度にビルトイン、構造化した。日弁連が容認して。そして3番目、何人もというこの濫用である。東京高裁の事務局長の名前で、あるオウム弁護団の弁護士の懲戒請求をした。しかし、それを個人だという。証拠番号を全部、全部裁判所の文書番号が出ている。それを、その懲戒請求者が個人と言ったから、信じるほかない。個人だと言う。こんなでたらめなことがあるのか。この三つからいって、今綱紀懲戒制度は風前の灯火。つまり、弁護士自治の核心が危なくなっている。そういう中で、さらにこのように開示制度、これははっきり言って二重処罰に真っ向から反する。あるいは、不遑及をしてはならないという原則にも真っ向から反する。だけれども、賛成して押し通そうとする。東弁の常議員会の圧倒的否決決議。聞くところによると、新潟県弁護士会も約5対1の割合で、臨時総会で否決したと聞いている。先ほどの鳥根県弁護士会等々、私はそういうところにまだ弁護士会の良識、弁護

士自治を守るといふ気合いが残っている。それに期待して、絶対にこんなものは通してはいけない。否決しよう。」

議長は討論を終局し、採決に入る旨を宣した。

続いて第10号議案の採決に入った。

第10号議案についての採決の結果は、以下のとおりである。

出席会員総数（代理出席・会出席含む。） 9,206名

議案に賛成 8,281名

議案に反対 873名

棄権 52名

続いて、第11号議案から第13号議案までの採決が個別に行われたが、いずれも賛成多数により可決された。

〔第14号議案〕会則中一部改正（第18条、第19条、第21条、第23条及び第25条・弁護士職務上の氏名）の件

〔第15号議案〕職務上の氏名に関する規程制定の件

〔第16号議案〕外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正（第10条、第11条、第13条及び第18条・外国法事務弁護士の職務上の氏名）の件

〔第17号議案〕外国法事務弁護士の職務上の氏名に関する規程制定の件

〔第18号議案〕職務上の氏名に関する規程の制定に伴う会規（外国特別会員関係を除く。）の整備に関する規程制定の件

〔第19号議案〕外国法事務弁護士の職務上の氏名に関する規程の制定に伴う外国特別会員関係会規の整備に関する規程制定の件

議長は、第14号議案から第19号議案までを一括上程のうえ審議する旨述べ、職務上の氏名制度の導入に関する議案である旨、質疑討論などの審議は一括して行うが、裁決については、それぞれ議案ごとに各々別々に行う旨告げた。

議長は、第18号議案の第14条中「懲戒処分歴の開示に関する規程（会規第 号）」の括弧内部分及び第19号議案の第9条中「外国法事務弁護士の懲戒処分歴の開示に関する規程（会規第 号）」の括弧内部分については、執行部に対してどのような取り扱いをするのかについて質問をした。

庭山正一郎副会長「括弧の中の数字は今懲戒処分歴の会規が成立したので、日弁連で普通事務的に順序をつけて付するその番号を、その中に後日入れることになるので、そういう形でご了承いただきたい。」

議長は、執行部の回答のとおり取り扱う旨述べた。そのうえで、議長は、第14号議案「会

則中一部改正（第18条、第19条、第21条、第23条及び第25条・弁護士の職務上の氏名）の件」、第15号議案「職務上の氏名に関する規程制定の件」、第16号議案「外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正（第10条、第11条、第13条及び第18条・外国法事務弁護士の職務上の氏名）の件」、第17号議案「外国法事務弁護士の職務上の氏名に関する規程制定の件」、第18号議案「職務上の氏名に関する規程の制定に伴う会規（外国特別会員関係を除く。）の整備に関する規程制定の件」、第19号議案「外国法事務弁護士の職務上の氏名に関する規程の制定に伴う外国特別会員関係会規の整備に関する規程制定の件」、これらの議案を一括して議題に供した。

庭山副会長から次のとおり趣旨説明がなされた。

本議案については、議案書102頁以下に記載してある。これは平成17年度に両性の平等に関する委員会と家事法制委員会から従前施行されているいわゆる通称を弁護士名簿の登録事項として、これに必要な会則を整備すべきであるという意見を受けて、検討してきたものである。1年間この検討をしてきたワーキンググループが、今年の3月に本議案と同方向の会則改正をすべきとの答申をした。これを受けて、今年度執行部において要綱案を取りまとめ、各単体会、関連委員会の意見照会を経て今回の提案になったという次第である。通称使用それ自体は、日弁連執行部の方針ですでに25年間以上使われている。平成20年の11月末時点では会員名簿冊子に通称の登載が認められているものは925名、女性が815名、男性が110名であり、外国法事務弁護士で通称を使用しているものが17名である。通称使用の理由は、戸籍上の氏名変更に伴って、従前の氏名を使用する方が大半であり、その他に名のところを漢字またはカナに変える、日本姓のものが外国姓を通称とするまたはその逆というものが若干である。しかし、これらの通称氏名は、会則上の根拠がないため弁護士業務の遂行上で様々な不便を解消するための根拠に迫力を欠いていたという事実があり、家庭裁判所関係の登記、金融機関での口座開設などの問題が指摘されている。そこで、今回の改正で通称を職務上の氏名として弁護士名簿の登録事項としたうえで、職務上の氏名登録はその理由によって届出または許可ということにして、その基準は長年にわたって運用されてきた通称使用許可の実態に合わせるようにした。

まず第14号議案であるが、議案書112頁に参考資料1として新旧対照表を掲げてある。第18条第1項第2号に職務上の氏名を記載し、その内容は、会規で定め、附則でこの会則改正の施行期日を成立の日から2年以内に理事会が定める日とした。これは、日弁連会則の改正に伴って、各単体会の会則改正が必要になるので、全単体会の改正の進行状況を随時見極めながら、理事会で施行日を定めるとしたものである。2年間の余裕があれば、どんなことがあっても間に合うだろうということである。

附則第2項は、登録事項に変更があった場合、通常は登録料5,000円が本人負担となること、今回は会則改正によるものなので、本人負担にさせることはふさわしくないとの理由で本人に登録料の納付義務がないという趣旨である。

第15号議案の職務上の氏名に関する規程案、そして後日理事会で制定することになる予定の、この115頁に書いてある参考資料2の職務上の氏名に関する規則案を併せて説明する。

両者とも今回の会則改正と一体として、職務上の氏名制度の実質的内容となっている。88頁、第15号議案の規程第2条で職務上の氏名を使用するときは、届出または許可を必要とす

る。その具体的基準は、参考資料2の規則に落とした。そして第3条で、職務上の氏名を登録した以上は、原則として職務上の氏名を業務において使用する。正当な事由があれば戸籍上の氏名、あるいは外国人登録原票などの氏名を使用できると定めた。

同一人格たる弁護士が、正当な理由もないのに複数の氏名を使い分けるということは、これは許されないのは当然である。しかし、裁判所の関係、金融機関との関係、その他業務遂行上、正当な事由があるときはこれを例外的に戸籍上、あるいは外国人登録原票の氏名を使用することが許される。

なお、この規程が施行される時点で通称使用の許可を得ているものは、特に辞退の申出がない限り、当然に職務上の氏名の登録があったものとして取り扱うことにしてある。

115頁、参考資料2の規則は第2条で届出、第3条で許可を規定してある。従来運用に対応して、第2条に列挙した事由の場合は、届出で職務上の氏名の登録が可能である。

先ほど指摘したように、今後も戸籍上の氏名変更ということの場合が大部分であると思う。第1号の読み方について、変更前の氏名を使用できるということは、弁護士登録後に戸籍上の氏名変更の事実が発生したときだけではなくて、その前に、例えば弁護士登録前に戸籍変更の事実があった方が登録にあたって、婚姻前の氏名を職務上の氏名として登録することもできるという趣旨である。第2号は、在日外国人の方を想定している。第3号は、難しい字が含まれているときに常用漢字を職務上の氏名にもできるということを規定してある。

ちなみに、現在は本人の承諾を得たうえで、日弁連発送の郵送物や会員名簿冊子、「自由と正義」の記載にはJIS規格で運用しているが、これは本人の承諾のもとに事実上使われているものであり、職務上氏名の今度の創設には直接関連はない。しっかりと職務上の氏名として登録をしたいという方は、そういう取扱いをしていただくということになる。

それから、第3条は許可事由ということになっているが、ここには、許可事由を個別的に規定をしていない。単に戸籍上の氏名以外の氏名を使用する必要性及び合理性があるということで、許可を受けたという定めにしてある。

現在、想定していることは、通称の長年使用ということがあるかもしれないということであるが、これはいずれにしても非常に例外的な件数になる。個別的な登録にあたっては、審査を日弁連の常務理事会で審議されることになるが、その際に職務上の氏名の許可の問題も十分に検討して、積み重ねで実務を運用するのが実際的であると考えている。

引き続いて第16号、第17号の外国法事務弁護士関係の規程を説明するが、これは議案書の90頁の第16号議案であり、外国特別会員基本規程の改正である。これは、新旧対照表を117頁に参考資料3として掲載してある。第17号議案については、120頁の参考資料4で規則をこれに関連したものとして掲載してある。これらの外国法事務弁護士に関する規程、規則は、いずれも弁護士に関して、今説明したのと同様な考え方で整備してある。ちなみに、今年の11月末時点で、通称使用している外国人弁護士は17名である。それから議案書の122頁以下で、職務上の氏名制度創設に関連して、諸規定を整備する必要からここに検討していることが載せてある。まずは、122頁の参考資料5、会員情報提供の取扱いに関する規則であるが、これは会員名簿冊子の記載に関しては、職務上の氏名のみを記載するのが原則であるが、本人の希望があるときは、戸籍上の氏名を併記することにしてある。そして124頁の参考資料6の規則、これは身分証明書の記載に関するものであるが、これも同様にするということにしてある。

それから引き続いて、第18号、第19号議案に関連するが、これは参考資料7、8ということで107頁以下に整理して記載してある。これは職務上の氏名に関する規程の制定に伴い、弁護士氏名に関して会規に関する整備をするという趣旨である。各会規上で氏名という用語が使用される場合がたくさんある。それらについて、その氏名が今回の職務上の氏名との関係を明らかにするという必要がある。その考え方は、次のような考え方で整理してある。まず1番目の類型としては、氏名が職務上の氏名を言うものということで規定してあるが、これは主として本人だけの利害関係に関する会内の各種手続である。第2番目の類型としては、市民の立場に配慮して戸籍上、職務上の氏名を併記するものがある。例えば、懲戒の議決書に記載されるのは併記するというので、これに該当する。3番目は、主として市民の利害関係に手続に関するもので、戸籍上、職務上の氏名いずれの記載でも有効である。例えば、懲戒請求に関わる異議の申出について、そこに記載すべき弁護士名というのはこれにあたる。

最後であるが、この第19号議案に今修正すべき箇所があるので、併せて説明し、その取扱いを議長のご判断に委ねたいと思う。すなわち本日会場の受付で配布した第19号議案の執行部修正案というのが手元にあるが、これは第19号議案中、第8条部分に見落としがあり、これを第8条に挿入して、従前の第8条、第9条をそれぞれ第9条、第10条に繰り下げるということである。

具体的には、この外国法共同事業に関する規程第10条を見落としていたので、この部分を第8条にまず挿入するということである。このことに気がついたので、11月19日の理事会でご報告した。そして、臨時総会に修正案としてご審議いただくことの承認を得た。その後、11月21日に、この20日付の日弁連ニュース第148号で、全会員向けファックスにてこのことを記載してご報告をしてある。会員の皆様に迷惑をおかけしたことを謝罪すると同時に、本総会で修正案として審議するよう執行部として願います。」

議長は、第19号議案の修正にかかる部分は、修正案として取り扱われるべきところ、議事規程上、修正案は討論の際に提出することとされているので、改めて討論の際に提出されて、その成立の可否について、討論の際に諮る旨申し出た。

議長は、第14号議案から第19号議案までの質疑に入ると宣したが、質疑の申出はなかった。議長は、第14号議案から第19号議案までについて質疑を終局し、討論に入ると宣した。

海老原夕美会員（埼玉）「私は、平成17年度の両性の平等に関する委員会の委員長として、通称を弁護士名簿の登録事項とすることを認めるよう会則改正をしてほしい旨の要望書を提出した。本議案に賛成の立場から意見を述べたい。氏名権は、いうまでもなく人が個人として尊重される基礎であり個人の人格の象徴であって人格権の一内容を構成するものである。しかし、現在婚姻する場合、夫婦同氏の原則があり、婚姻により男性か、女性かが改姓をしなければならないということになっている。男性が名前を変えたくないというのと同様に、女性にも名前は変えたくないという人が多いというのも実情だと思う。弁護士同士で婚姻する場合に、じゃんけんで決めるということや、名前を変えたくないために入籍をしない事実婚のままということも聞いている。ところで、婚姻による女性の改姓率というものの統計があり、人口動態統計

で集計されはじめた1973年は全国平均で98.9%女性が名前を変えるということであったが、その後、夫婦平等意識の向上のためか、夫の氏を称する婚姻の割合が多少低くなってきたと言われている。それでも2007年度で、97%やはり女性が名前を変えているということで、圧倒的に女性が改姓する率が多い。このことは、実質的には男女不平等を助長していると言われている。つまり、憲法第14条、第24条第1項、国際人権規約第23条第4項に抵触する可能性が高いと言われているわけである。しかし、民法改正、選択的夫婦別姓への民法改正が議論されていた時期もあったが、現時点までになかなか民法改正には至っていないということもある。そして、女性弁護士の改姓という問題も例外ではない。改姓により、実質的にも職業上のキャリアが途切れるという不利益を受けることもある。日弁連は、昭和57年から事実上通称を職務上の氏名として使用することを認めてきた。これは私の同期の弁護士、司法修習34期であるが、その弁護士が日弁連に申請をして事実上の使用を認められたというものであった。しかし、当時は会則改正には至らなかった。その後も、私の友人は会則改正をしてほしいとの要望書を出していたが、会則改正がなされないまま、実に26年間経ってしまった。先ほどの副会長の話にもあったが、平成20年11月末の時点で925名の方が通称を使用されているとのことであり、通称使用者は今後さらに増加していくことが予想される。男性弁護士でも通称使用の方が110名いるとのことである。氏名は、いうまでもなく当該弁護士を特定して、様々な職務上の権利・義務発生の基本となるものであり、弁護士が会則上の根拠もなく通称を使用しているということは好ましくないのは明らかである。個人情報保護法、それから犯罪収益移転防止法等が規定されたことに伴って、身分確認手続も厳格になってきている。そして、そういう状況からすれば、対外的にも弁護士の通称使用が会則上の根拠あるものとして、やはり示していく必要がきわめて大きいと言わざるを得ない。したがって、職務上の氏名に関する会則改正には賛成である。しかし、職務上の氏名に関しては、会則改正だけで弁護士の通称使用に関する問題がすべて解決するという問題ではないということも指摘したい。家庭裁判所、法務局等については、通称使用について全国的には運用が様々であり、職務上の氏名を使用することが認められた例というものもあるが、認められない場合には弁護士の戸籍上の氏名、住民票上の住所などの登記がなされた結果、利害関係人に対して弁護士の戸籍上の氏名、住民票上の住所を開示せざるを得ないということもある。また、金融機関においても、職務上の氏名で預金口座を開設するということが拒否されるという場合もある。埼玉弁護士会の会員でも、通称を使用している男性弁護士がいるが、破産管財人に選任されたとき、AことBという選任書きが来たために、以後破産管財人にはならないというふうにしたという人もいる。これまで通称、職務上の氏名として使用してきた会員は、その職務を遂行するうえで胡散臭い目で見られたり、あるいは同一性を証明するのに苦労したり、結局は、戸籍上の氏名も使用しなければならぬということになったり、個々に関係機関との対応を迫られてきた。今回、職務上の氏名に関して会則が改正された場合には、日弁連は裁判所、法務省、金融庁、各銀行、その他の関係機関に対し、弁護士が職務を行う場合には職務上の氏名のみを認めるよう働きかけを行ってほしい。また、金融庁に対しても、職務上の氏名での口座開設を認める旨の通達を出すよう、ぜひ要請してほしい。以上のとおり、私は本議案に賛成である。」

議長は、先ほど提案理由の説明の中で第19号議案の修正について発言があった件について、修正案の提出であるかと確認の上、第19号議案について修正案の提出として扱うこととし、

修正案の提出に賛成する者の挙手を求めたところ、出席会員の50名以上の賛成があったことから、修正案の提出が成立した。

議長は、執行部に対し、先ほどの説明に何か補充して説明することはあるかと確認の上、海老原会員に対し、「先に討論をしたが、今の修正案に対する討論と同じということでよいか。」と確認し、同会員の確認を得た。

荒中会員（仙台）「賛成であるが、皆さんに一言だけお願いしておきたい。先ほど、破産管財人の話が出たが成年後見人のところで、今一言だけ話しておく。成年後見人のところでも同じような問題が起きており、本当に旧姓使用の方々がもうやめるという話も出ていたわけであるが、これが幸いにして裁判所側の裁量によって旧姓使用を認めるということで、東京法務局に登記ができるようになってきた。仙台家裁管内や大阪や東京の一部の裁判官も、そのような取り扱いをすることになったのだが、1点だけ問題点が出てきている。それは、その旧姓使用を認められた方が登録換えをしたときとか、あるいはまた住所地を変えたときの証明書の法務局に対する登記手続について、今支障を来している。この案が通った後、日弁連が旧姓使用をしている方々について証明書をつくって、それを法務局に届けるようにきちんとするを早急に検討していただければと思う。」

議長は、他に討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨宣した。採決は、挙手により、第14号議案から第19号議案まで個別に行われたが、いずれも賛成多数により可決された（なお、第19号議案は、執行部から事前に修正案が提出されていたので、議事規程第14条第3項の規定により、修正案について採決に付され、賛成多数により可決された。）

以上をもってすべての議案の審議を終了し、宮崎会長の挨拶の後、閉会した。

（調査室囑託 齋藤 美幸・杉村 亜紀子・笠原 健司）